

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、大海川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 5 月 10 日

石川県知事 馳 浩

1 漁業権者の名称及び住所
大海川漁業協同組合
石川県かほく市夏栗い 3 4 番地

2 漁業権の免許番号
内共第 20 号

3 認可に係る変更の内容
次のとおり遊漁規則第 3 条及び第 7 条の表を改正する。
(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄の魚種を対象にした遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具漁法によらなければならない。

魚種	漁具漁法	規模
あゆ	竿釣	<u>毛針釣り</u> <u>友釣り（ルアー釣りについては、4 本以内、針素 15 センチメートル以内）</u>
いわな、やまめ (さくらます)	竿釣	

(遊漁料の額及びその納付の方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児のときは無料、小中学児童生徒又は障害者手帳保持者のときは、次表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1 年	<u>5,000 円</u>
いわな、やまめ (さくらます)	竿釣	1 年	3,000 円

4 変更認可年月日
令和 5 年 5 月 10 日

5 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 5 年 5 月 10 日